

平成29年度公益財団法人土佐山内記念財団学芸員採用試験要項

1 当財団の概要

高知県と高知市の出捐により、平成7年4月に設立された財団法人（平成24年4月1日に公益財団法人へ移行）で、旧土佐藩主山内家から高知県へ移管された古文書と美術工芸品約6万7千点、土佐藩や高知県に関する地域資料約1万2千点を収蔵し、整理保存、調査研究、展示、教育普及、及び歴史文化活動における地域連携、観光振興に関する活動を実施。平成28年度より高知県立高知城歴史博物館の指定管理者となり、現在同館の管理運営にあたっている。なお、高知県立高知城歴史博物館は、平成29年3月4日開館。

2 採用予定人員及び職務内容

(1) 採用予定日及び採用予定人員

平成29年8月1日から平成30年4月1日までの間に採用予定

（赴任希望日要相談）

常勤学芸員（歴史担当） 1名

(2) 職務内容

高知県立高知城博物館における歴史を中心とした学芸業務に従事する。なお、教育普及、地域連携、観光振興に関する事業等も業務内容に含まれる。

但し、採用後の事業体系の編成替え等により、職務内容や職掌の変更の可能性もある。

3 応募資格

(1) 次のいずれにも該当する者が応募できる。但し、同時に募集中の期限付学芸員（歴史担当）・契約職員（歴史担当学芸員）との併願可。

①キャリア形成を図るため昭和57年4月2日以降に生まれた者

②大学院修士課程を修了した者。あるいは、四年制大学を卒業した者で大学院修士課程を修了した者と同程度以上の学力・業績を有する者。
（平成30年4月1日採用者の場合、平成30年3月31日卒業見込みの者も可。なお、大学院博士課程・修士課程在学のまま赴任も可）

③大学又は大学院において日本史学を専攻した者で、近世・近代を中心とした古文書の解読技術を有する者

④博物館法で定める学芸員の資格を有する者（採用日までに取得見込みの者を含む）

(2) 次のいずれかに該当する者は応募できない。

①成年被後見人及び被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者

4 応募手続等

(1) 応募提出書類 各1部

- ①履歴書（当館規格のもの。本人自筆。）
 - ②最終学歴の修了（卒業）証明書又は見込証明書
 - ③成績証明書（大学学部以降のもの）
 - ④業績一覧及び代表的業績数点の複写（業績一覧は様式自由で、論文・書評・学会発表等に分類して記入。博物館に關係する研修等の修了者は研修名を記入）
 - ⑤学芸員資格証明書の写（既取得者のみ）
 - ⑥抱負書（1200文字以上。A4用紙。自筆でなくてもよい。）
「高知城歴史博物館の学芸員として取り組んでいきたいこと」
- *最終的に採用予定者となった者には健康診断書の提出を求める。
なお、職務遂行に問題があると判断した場合には、採用を見送る場合もある。

(2) 応募書類提出先

〒780-0842 高知市追手筋2丁目7番5号

公益財団法人土佐山内記念財団 学芸員採用係

応募書類は必ず郵送で、封筒の表に「学芸員応募書類在中」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

(3) 応募書類受付期間

平成29年6月19日（月）～6月24日（土）〈午後5時必着〉

5 選考試験の方法等

(1) 選考手順

- ①書類選考（選考結果並びに筆記・面接試験の詳細については、6月26日（月）までに通知する）
- ②筆記試験（書類選考合格者に対して行う）
- ③面接試験

(2) 試験日及び試験会場（予定）

①筆記・面接試験

ア 日時

平成29年7月1日（土）

午後1時30分～2時30分

教養試験（人文社会科学及び博物館学を中心とするもの）

午後2時50分～3時50分

作文（800字～1000字程度）

（職員としての適性・思考力・文章力に関するもの）

平成29年7月2日（日）

午前9時～午前10時

専門試験①（歴史学に関する基礎知識全般）

午前10時20分～11時30分

専門試験②（古文書解読技術）

午後1時～

面接

*試験は全て筆記試験です。

イ 会場

「高知県立高知城歴史博物館」

高知市追手筋2丁目7番5号 1階ホール

6 採用

(1) 採用通知

最終採用予定者に7月5日(水)までに文書にて通知する。

採用に際しての提出資料等については、改めて連絡する。

但し、採用試験の結果、適格と判断される人物がない場合は、採用を見送る場合もある。また、採用日までに学芸員資格を取得していない場合は、採用される資格を失う。

(2) 勤務場所

高知市追手筋2丁目7番5号 高知県立高知城歴史博物館

(3) 給与等

給与は当財団の給与規程(高知県の行政職給与表に準じる)が適用され、扶養手当、通勤手当、住居手当等が条件に応じて支給される。

また、期末・勤勉手当も支給される。

(大学卒業初任給は180,400円。既卒者は採用以前の職歴等に応じて加算される)

(4) その他

当財団は、日本育英会等の奨学金返済免除の対象とはならない。

採用後6ヶ月は試用期間とする。

その期間の勤務実績が良好である場合に正規の雇用契約を締結する。

ただし、理事長が必要と認める場合には、試用期間を1年間まで延長することがある。

7 資料請求・問い合わせ先

公益財団法人土佐山内記念財団

高知市追手筋2丁目7番5号

電話(088)871-1600

担当 西山

ホームページにも、要項と提出用別紙様式書類を掲載
<http://kochi-johaku.jp>